

船舶事故等調査報告書

平成26年4月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013那第26号
事故等種類	衝突
発生日時	平成25年5月12日 14時00分ごろ
発生場所	沖縄県 <small>みやこしま</small> 宮古島市 <small>くりま</small> 来間島西方沖 来間島南西方灯標から真方位268°5.6海里付近 (概位 北緯24°41.4′ 東経125°07.0′)
事故等調査の経過	平成25年5月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 漁船 めぐむ丸、4.9トン ON3-07040、個人所有 第296-14227号（船舶検査済票の番号） B 漁船 DAI-Ⅲ、2.7トン ON3-510150、個人所有 第296-13470号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 B 船長B、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定（平成25年3月11日をもって失効していた。）
死傷者等	なし
損傷	A 船首外板に擦過傷 B 右舷外板に破損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、来間島南西方沖において、漁場を移動するために対地速力約8ノットで北進中、船長Aが、椅子に腰を掛けて自動操舵としていたところ、居眠りに陥り、平成25年5月12日14時00分ごろA船の船首とB船の右舷中央が衝突した。 B船は、船長Bが1人で乗り組み、来間島西方沖において、シーアンカーを用いて漂泊し、一本釣り漁を行っていたところ、船長Bが、右舷方から接近して来るA船を認め、A船に大声で合図を送ったものの、A船が接近を続けたので、衝突の虞を感じ、海に飛び込んだ後、B船とA船が衝突した。 船長Aは、衝撃で目が覚めて状況を確認したところ、A船がB船に衝突して乗り揚げていることに気付き、A船を後進させてB船から離し、また、船長Bが泳いでいるところを発見し、船長BをA船に引き上げた後、海上保安庁に衝突の通報を行った。 A船及びB船は、それぞれ自力で航行して宮古島市 <small>ひらら</small> 平良港に入港した。

気象・海象	気象：天気 曇り、風向 東北東、風力 4、視界 良好
その他の事項	船長Aは、飲酒及び薬の服用はしていなかったものの、本事故当時、船酔いをしており、体調が悪かった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	A あり、B 不明 A なし、B なし A なし、B なし A船は、来間島西方沖を自動操舵で北進中、操船中の船長Aが、椅子に腰を掛けていたところ、居眠りに陥ったことから、B船と衝突したものと考えられる。 B船は、来間島西方沖で漂流して釣り中、船長Bが、右舷方から接近して来るA船を認め、A船に発声して合図を送ったものの、A船と衝突したものと考えられるが、船長Bから情報が十分に得られなかったため、衝突に至った状況を明らかにすることができなかった。
原因	本事故は、来間島西方沖において、A船が北進中、B船が漂流中、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 体調が悪いときには無理に航行をせず、停船して休息をとること。 ・ 漂流中であっても、すぐに移動できるように準備をしておくこと。